

嚴島圖會卷之五

祭禮并年中行事禱祀故事

○類聚國史(月次祭之部)曰、弘仁二年七月安藝國佐伯郡速谷神、伊都岐島神並預ニ名神例幣云々。

○延喜式(四時祭之部)曰、神祇官所祭之神七百三十七座。奠幣案上神三百四座。安藝國一座。云々。(割註)按に、本書神號を記されざれども、當社はこの國の一宮なれば、安藝國一座とあるは、當

社をさせることあきらけし。座別繩五尺五色、薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺、倭文纏刀形(繩三寸)布纏刀形(布三寸)各一口、四座(置)八座(置)各一束、楯一枚、槍鋒一竿、

弓一張、鞆一口、鹿角一雙、鋤一口、酒四升、鰻、堅魚各五兩、醋二升、海藻、滑海藻、雜海菜、各六兩、鹽一升、酒杯一口、罌葉薦五尺、云々。

○同書(臨時祭之部)曰、名神之祭二百八十五座、速谷神社一座、伊都岐島神社一座、多家神社一座(以上安藝國)座別繩五尺、綿一屯、絲一、絢五尺、薄繩各一尺、木綿二兩、麻五兩、罌料薦二十枚、

若有ニ大禱一者加ニ繩五丈五尺、以ニ布一端ニ代ニ絲一絢。云々。
○百練抄曰、治承二年戊戌六月以ニ中宮有身奉幣嚴島。

神馬獻上
人馬
久人
馬



台承二年十一月小
 内府車盛公より
 当社へ馬を献じ
 一ことあるこの面
 とのさまをなかに
 せんちん



○山槐記曰、治承二年十一月十二日内大臣被_レ奉_二馬於諸社_一。臨_二其時_一引_二立西門外_一侍等相具_二參向所々_一云々。但大神宮御馬被_レ付_二在京之祓宜_一。伊都岐島御馬又付_二在京神主_一云々。大神宮二疋

(中略)伊都岐島一疋云々。

○百練抄曰、治承三年二月廿四日以安藝國伊都岐島社可_レ加_二二十二社之次第_一并祭禮日事等有_二其沙汰_一。右大臣兼實已下大外記頼業、師尙等、預_二勅問_一計申之。以三月十一月上申日可_レ爲_二祭禮日_一之由被_レ定仰_二先議_二公卿_一。

○山槐記曰、治承三年二月廿九日被_レ發_二遣祈年穀奉幣安藝伊都岐島_一可_レ令_レ列_二二十二社_一之由有_二沙汰_一。頭中將通親朝臣被_レ仰_二下_一云々。而猶彼社祭日只可_レ令_レ預_二官幣_一之由有_レ議止_二二十二社_一列。

○同書曰、治承三年三月廿六日被_レ遣_二伊都岐島奉幣_一。上卿三條大納言(實房)辨藏人右少辨光雅、藏人中宮大進基親申_レ沙汰之。使左中將重衡朝臣去年中宮御產之時。始被_レ立_二奉幣使_一。同重衡朝臣(于

時左馬頭中宮亮)御願趣見_二宣命_一。後聞使翌日下向。

陰陽寮

擇_二中可_レ被_レ遣_二御幣使於伊都岐島社_一。

三月廿六日甲申、時未二點

治承三年三月廿六日

大 鳳 菅野朝臣季長

權滿刻博士 菅野朝臣季親

權 助 賀茂朝臣濟兼

奉幣 伊都岐島社使

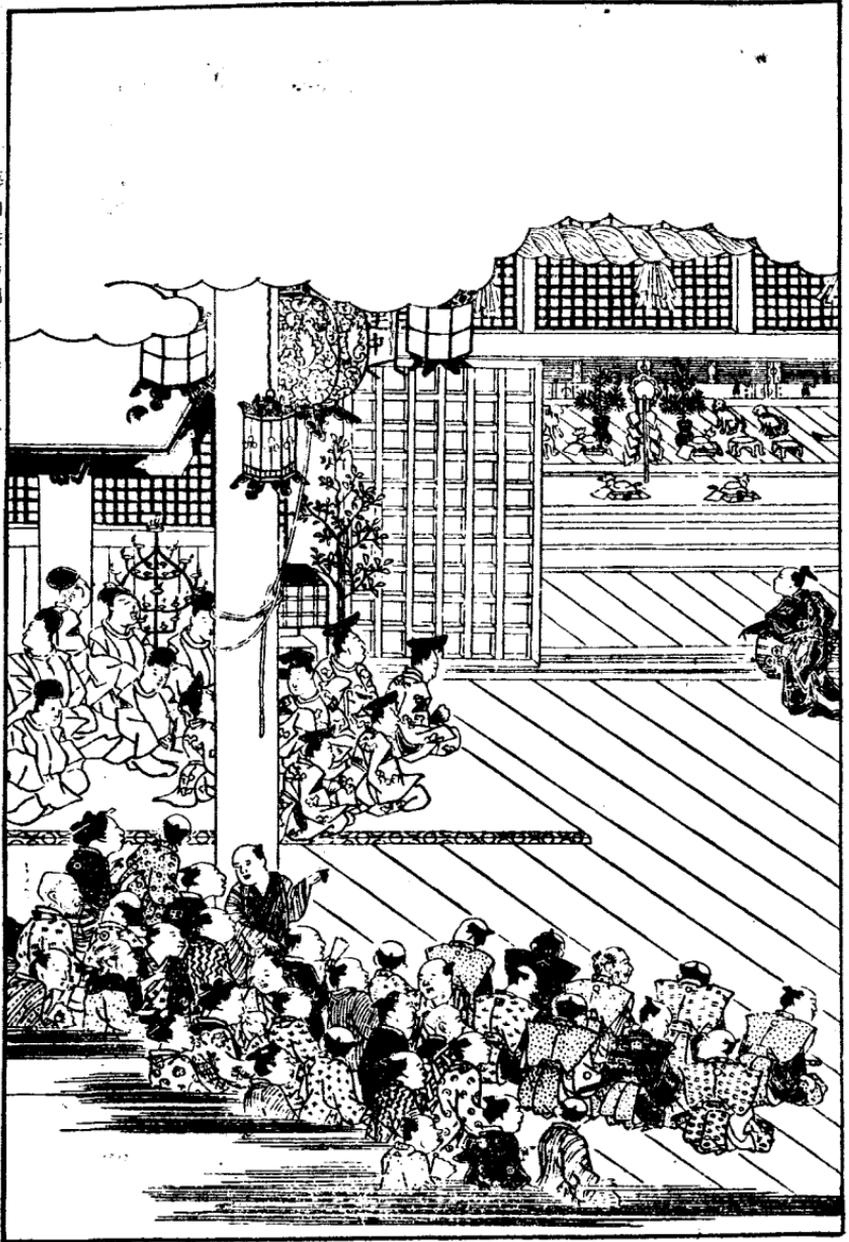
左近衛權中將平朝臣重衡

治承三年三月廿六日

天皇我詔旨止掛畏支伊都岐島太神乃廣前爾恐美恐美毛申給者久止申夫本朝者神國太利振古以降太
 聖主哲君毛皆依神之冥助且專仰國之緝黜久暫以眇身且天乃日嗣乎傳給倍利夕惕之思比年序多積
 禮利爰太神者殊致鎮護於國家志廣垂靈眷於民俗留因茲且去年觀情乃中爾有思食事天令祈
 給布處爾御意乃任爾相叶倍利是偏神德乃所及奈利止其由乎報賽世志免給比兼又殊有所思支始
 自今年十一月申日天每年乃二季御祭爾限以永代天幣帛潔妙爾調飭且可令發遣給奈利彌益
 爾廣惠美厚繼御助乎令施給倍止所思給天奈利故是以吉日良辰乎見定且正四位下行左近衛權中將
 兼東宮亮平朝臣重衡乎差使且禮代乃御幣仁金銀乃御幣乎相副天令捧持且奉出給布大神此狀乎平
 久安久聞召天聖曆惟遙爾御體又穩爾天皇我朝廷乎寶祚無動久常磐爾堅磐爾夜守日守爾護奉給天
 北闕之聖堦爾赤松論算志東闕之瓊砌爾青椿獻年天風不鳴條須雨無破塊久五穀豐登爾四海悅樂爾

元日御衣
献上圖





若潮迎己のしんひん





護恤給止恐美恐美毛申給者久止申

治承三年三月廿六日

大外記業實草ナ

○東鑑曰、文治三年六月三日癸酉去々年平氏討滅之時。於長門國海上、寶劍紛失。雖被搜求于今不出來。猶擬御祈禱仰嚴島神主安藝介景弘以海人一依可被採索之處。申糧米也。早可召仰西海二等之旨被宣下。仍今日有沙汰可被充催之由。

○百練抄曰、文治三年七月廿日己未、奉幣七社依寶劍御祈也。今日被遣勅使於長門國且被祈謝爲令搜索也。神祇大副卜部兼衡大藏少輔安倍泰成等爲使前安藝守佐伯景弘去頃下向。景弘合戰之時在彼國存寶劍沈没之所。云々。

正月

元日御衣獻上

寅の上刻鋪設をはりて後欄守御前へ御衣を奉る。祝師これを内陣に納む。白綾に

地紋龜甲を織たるなり。舊衣をば裁て社家中へ配分す。○この日拂曉新潮迎とて、島俗手々に松明を持ち小桶を提げ、鳥居の洲に群集して潮水を汲みかへり。屋内を襖き清め、身の垢を洗ひ、本社に拜調す。

同日御簾捲

上件の行事をはりて諸人に神酒を賜ふ。まづ兩宮〔割註〕兩宮は大宮客人宮なり。已下

當島の家居

そのよのいなへく

大神の餘沢をりて

世をけるちれは清浄

を事とする事よてせむ

若潮迎の初より毎朝

家より濱辺へ出く

潮を屋内を浄免

後神前まもうつること

一日も怠らばとみかみよ

本朝をく潮をもて後浄

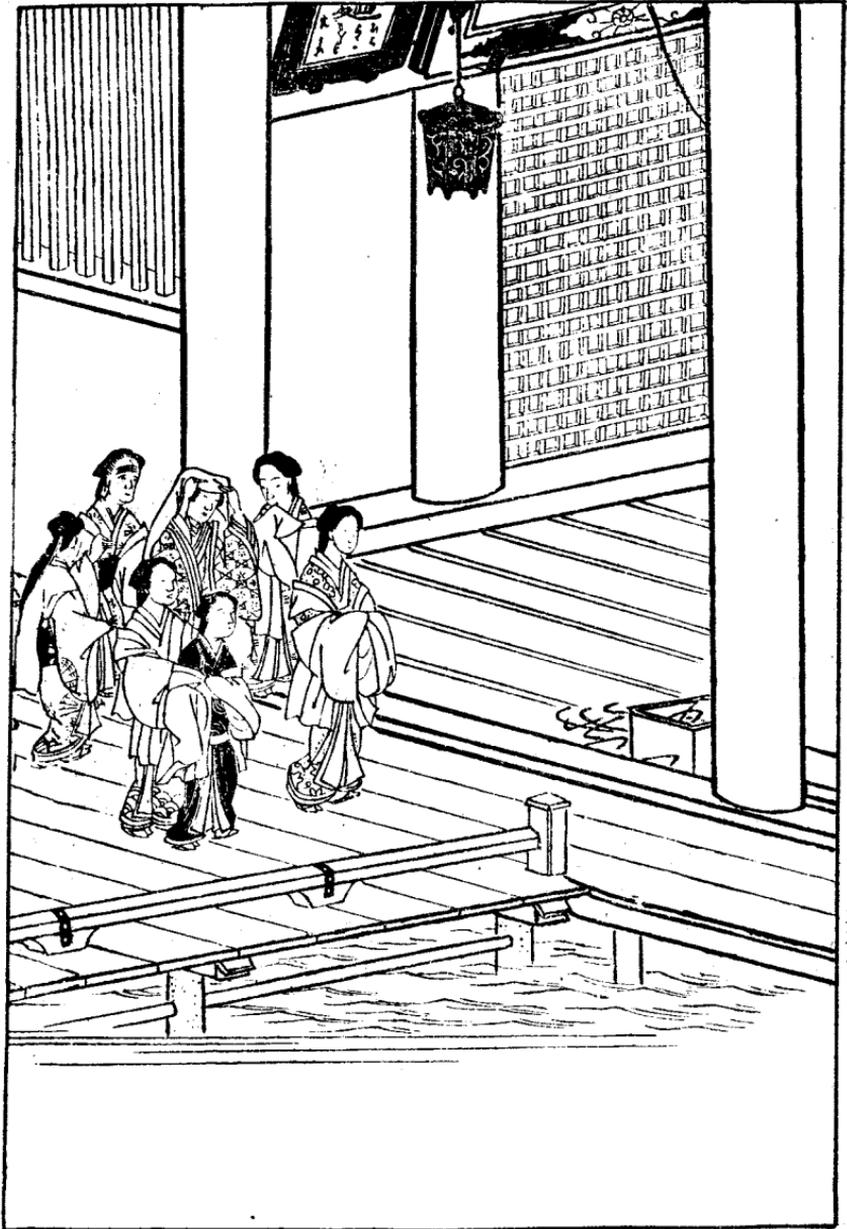
ひることをなるハ掃小門まで

御楔の事よりかち候

ちんべー



兼夜 關陵





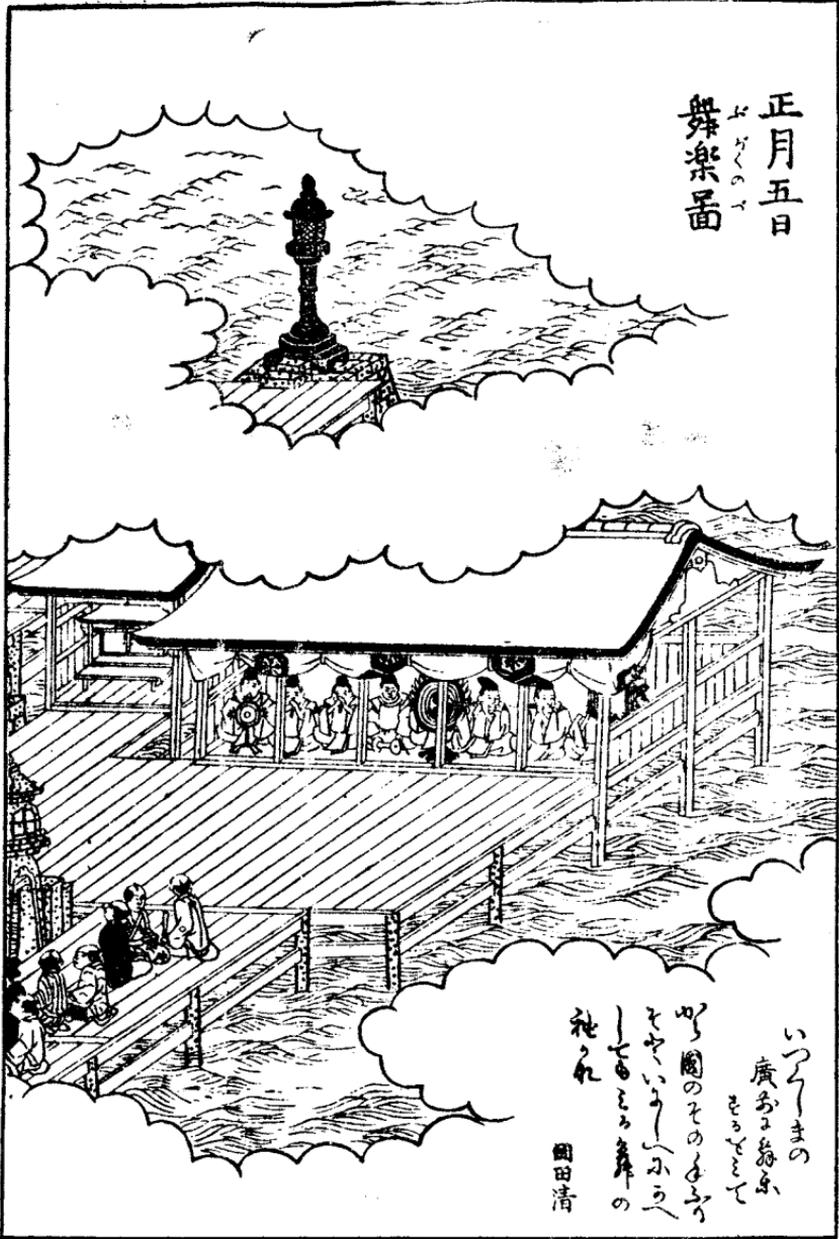
内侍
 迎ハ元日より
 三日迄の事
 うち手長内侍
 神楽男その家へ小
 王迎て神殿ふりつり
 御奉行元日出で
 内侍といふ外小
 とよ

め 供儀の事と
 竹林内侍二日とまを徳
 壽内侍三日小生と御子内侍これと奉
 内侍といふ外小 随従とるとと手長内侍

陽



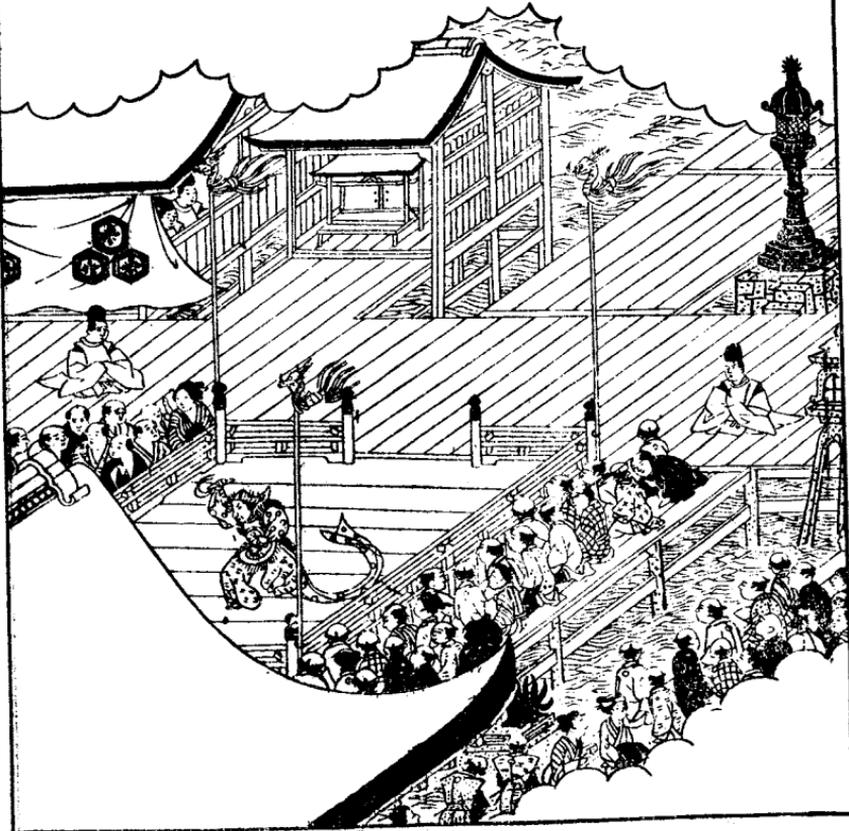
正月五日
おぐくつ
舞樂番



いつくまの
 廣あゝ舞楽
 ささよとて
 やう園のそのまふ
 そや、いふ（ふら）
 一七もさる舞の
 社れ

岡田清

當社の伶人のな天
 王寺方の舞樂城学
 ふと旧例なり然るふ
 この抜頭いづのわと
 よりう彼寺ふれた
 えて當社の
 のころそのくはい
 きこもる宝物
 當會卷一のそと
 たり當社ふたいて
 ようきゆああお舞
 なれはその當も
 まづかんちやう



これにならへ。」御簾を褻ぐ。平日は神官の者といへどもその職にあらざれば、みだりに大床昇殿は許さざれども、この日は悉く昇殿す。また雜人も御階のもとまで入ることを許す。

同日卯刻御供

御鏡餅、御強飯を奉る。上卿・祝師出仕。この日外宮地御前にも諸祠官渡海して行事あり。そは彼社の下にくはしければ略す。「割註」以下外宮の祭式みなこれにならへ。」

同日巳刻御供

兩宮へ伏兔糰餅を奉る。社司内侍出仕。是國家安全の御祈念なりとて公御供と云ふ。この時供僧經座屋において大般若經を轉讀し、客人宮にては法花儀法あり。按に、伏兔は和名抄

に餅庄晋部斗亦作餅麩一和名布止。俗云伏兔油煎餅名也とあり。また環餅は、同抄に文選云膏環

和麩。楊氏漢語抄云、環餅形如藤葛一者也。和名萬加利云々と見ゆ。また本草綱目に、環餅以糯粉糯粉を和麩糯粉を麻油煎成以餅食之。或以糯粉糯粉を和麩人少鹽一牽紐捻成環釧之形一油煎食之。

故名環餅とあり。土佐日記附注に、まがり餅なり、關東に餅をまがりといふ。山崎よりほら貝がひのなりなる餅を油あげにして京都へいだと見えたり。

同日午刻御供

月次の神供を奉る。以下朔日十六日毎月同じ。

同日大元御供

上卿・井に神樂男大元社にて行ふ。

二日巳刻兩宮御供

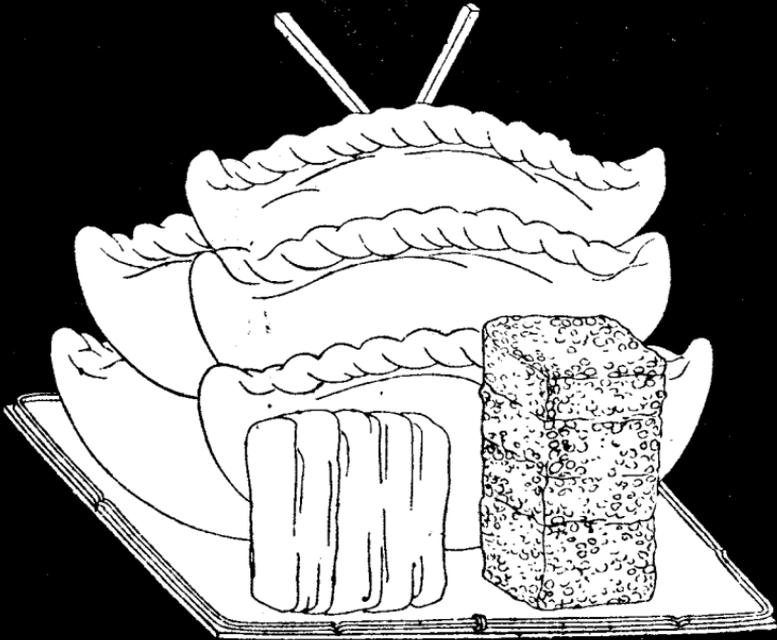
式元日の如し。大宮にて萬歲樂、延喜樂等の舞樂あり。

同日大元御供

式、元日のごとし。

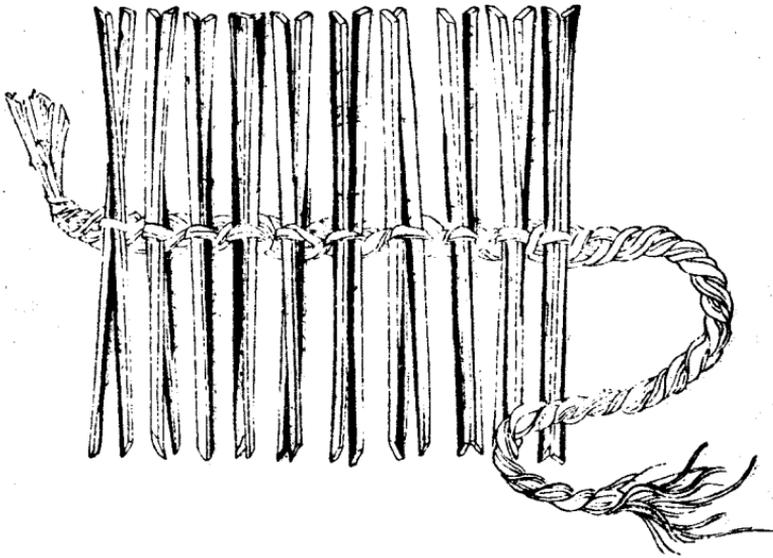
伏ふし見ま糰ぎ餅のつ圖

おともまがりも
共とも餅もちの名な
おてうぢも
のをを神かみおたて
まつぢこと身
當あた社しゃのの小こあ
くく賀が辰ちんハ
幡はたなどよもふ
ここよりよりあ
例れいありとまん



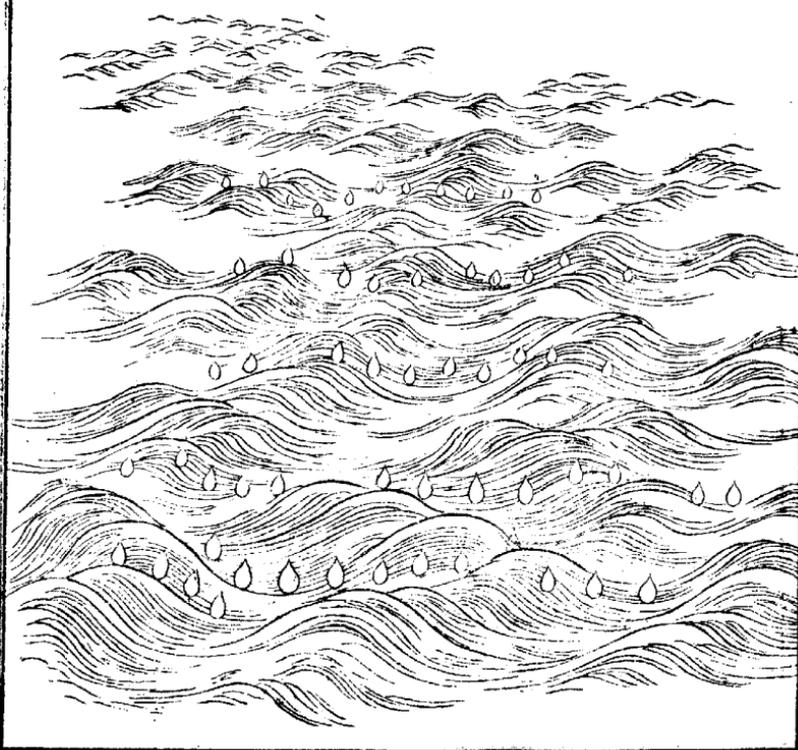
楊枝獻上箇

釈氏要覽しやくしやうらんいいええくく 楊枝僧祇律やうしやうしやうきりつ
 名齒木嚼なぐはきぎ一頭碎いちとうさい用剔刷牙齒中ようてきしやうぎちちゆう
 滯食也毗奈耶ちじやくやひなや云嚼楊枝有五利うんくわうしやくやうしやくごごり
 一口不苦いちくふく三口不臭さんくふく三除風さんじゆふう四除熱しじゆねつ
 五除痰癢ごじゆたんえんととええてて楊枝の利やうしやくのり
 益やくかくかくののここうう然しかままししももこれこれ
 を佛家の沙汰ぶつがのさたまましてして神道しんどう乃なり
 云論いふろんああららもも當社たうしやの楊枝獻やうしやくけん
 上も弘法大師こうぼうだいてし弥山やさんをを冥加めいがたまたま
 ひひよりより以も来らいののここととちちををべべー



龍燈

毎年の正月六日の夜に
 弥山あり臨観せらるる
 燈名夜話これ海を
 あり怪むみたりはといひ
 まこと悲しく漁をせし事
 まれりちんといへきとも
 海客ちんふいらてり年
 毎小月日をなへを枝座
 ちんといへ現まへきまこ漁
 火ちんといへ古より一人な
 その実をわらものなると
 んこれ無紫の不知火の
 たなひはて奇異の甚し
 きものちり評ふ弥山龍
 燈の件あり



三日神樂始 大元の神前にて上卿神樂男神樂を奏す。其後兩宮御前にても奏す。

同日兩宮御供 式、前の如し。太平樂、狗鋒胡德樂、陵王納蘇利等の舞樂あり。

同日寶藏開 座主棚守出會の上寶庫を開き鏡餅を供ふ。

同日楊枝献上 楊枝は白箸なり。祝師これを兩宮に奉る。其かす一年の日數によれり。

同日御手斧始 大宮の御前にてその式あり。

五日禁裡御祈禱 一に天下御祈禱といふ。寅刻上卿已下諸祠官内侍等出仕、兩宮に於て神樂及び

供僧の勤行あり。また振梓、甘州林歌、拔頭還城樂、長慶子等の舞樂あり。

七日大元社七種神樂

同日兩宮御供

同日御弓始 一に鬼射といふ。輪藏の前に鬼的といふをかけこれを射る、社家ことごとく、出仕祝師こ

れを勤む。鬼射は鬼射なり、甲乙の三字を集めたる謎字にして、勝負を争はざる意を表せる年始の

祝事なりといへり。

十五日御簾下 元日に褰げし兩宮の御簾を垂る。また巳刻に供奉りし兩宮の御鏡餅を社家中頂戴

す、また嘉例御禱として神樂湯立等あり。この日供僧求聞持の法を修す。五月九月も同じ。

十六日兩宮御供 以下毎月朔旦十六日に同じ。

十七日管絃講

一に十七夜講と稱す。大宮の御前に於て供僧は終日法華經を誦讀し、伶人は樂を奏す。廿州五常樂、皇應太平樂、鷄德樂なり。十二月十七日には客人宮にて行へり。

十八日法華會

大宮御前に於て講す。且未明より伶人出仕して樂を奏す。

廿日百手射

大元に於て上卿これをつとむ。

廿五日連歌會

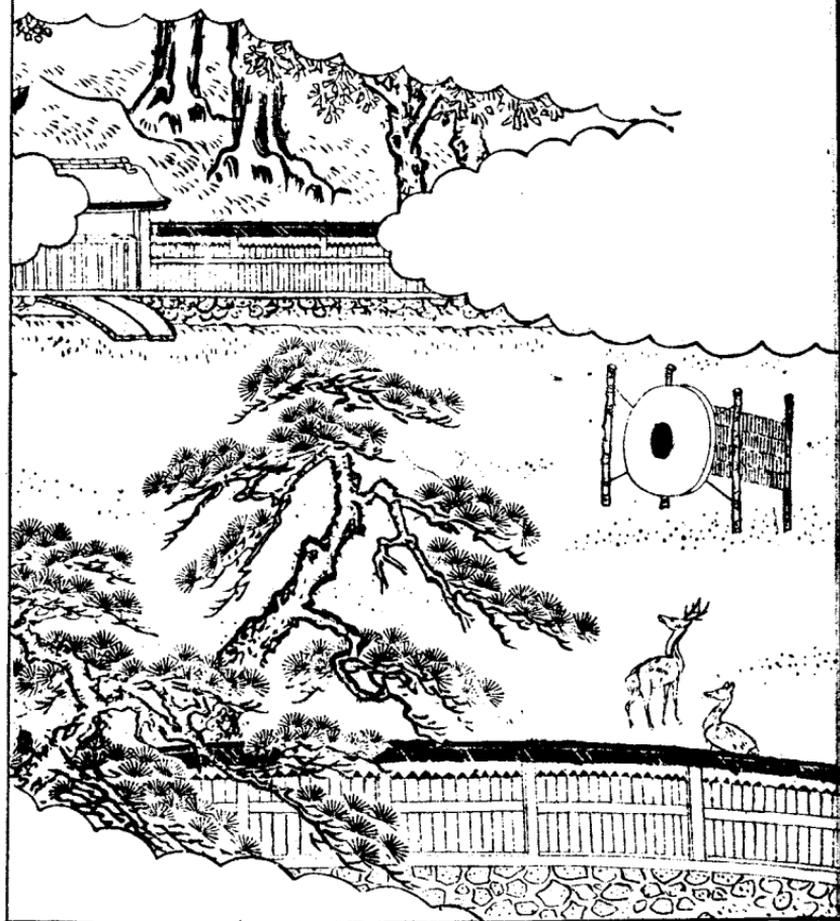
天滿宮に於て行ふ、毎月同じ。陰德太平記に、義隆卿嚴島賓前に於て千句の連歌興行あるべきよし宣ける間、おのゝ島に渡りければ、山口の連歌師共も相伴へり。嚴島の社人に連歌するもの多しといへども、中にも田の親尊は、昌休宗義も舊相識なれば、席上に連なりけりと見え、百韻千句を各第三まで載たり。今また略きて發句のみをあげ、當時の盛會をしめす。

天正廿年五月九日

浦とほくかすみておきつ波もなし
ことの葉や千種に匂ふはるの花
月やけさ春ゆく水のわたしおね
外にやはかへる雲井のぼとぎす
近してふ秋にとられしあふぎ哉
秋といへばちる葉もかぜのやなぎかな

義 隆
壽 慶
宗 養
元 理
昌 休
恕 哲

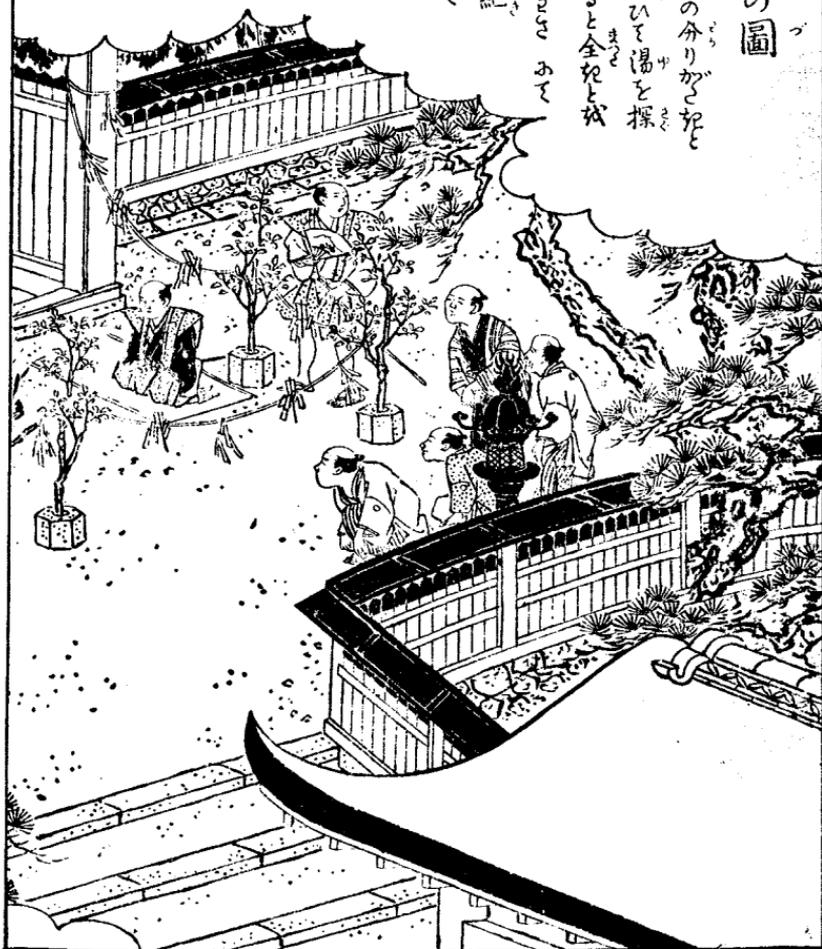
御弓始
おんゆきぞり





湯立の圖

湯立ハ虚實の分りかた
 起マ神前示盟ひて湯を探
 りその名の爛たるを全れと成
 以て判断する事と云ふ
 應神紀允恭紀
 など示既示んく
 たまはいとふる
 起神の之但
 右等の古
 書ハ探
 湯瓮とかき
 て區訶陀
 智と訓て湯
 立といはせり



陀區訶だくわの
 笈きの名陀なだ
 智ちハ役やくの
 意い意いハて
 笈きを居ゐ
 て探湯たんたう
 のこと
 を行なふをく
 がたしといふ女
 り湯豆ゆまめを俗よ由ゆ
 陀天だてんといふ茶ちやを
 たてるとのたてと
 同おなじとたれもさやひつ
 ことなり湯立ゆたてハ即湯
 を探たさこさまで立たハ役
 ちやくくさハ湯ゆを沸わ

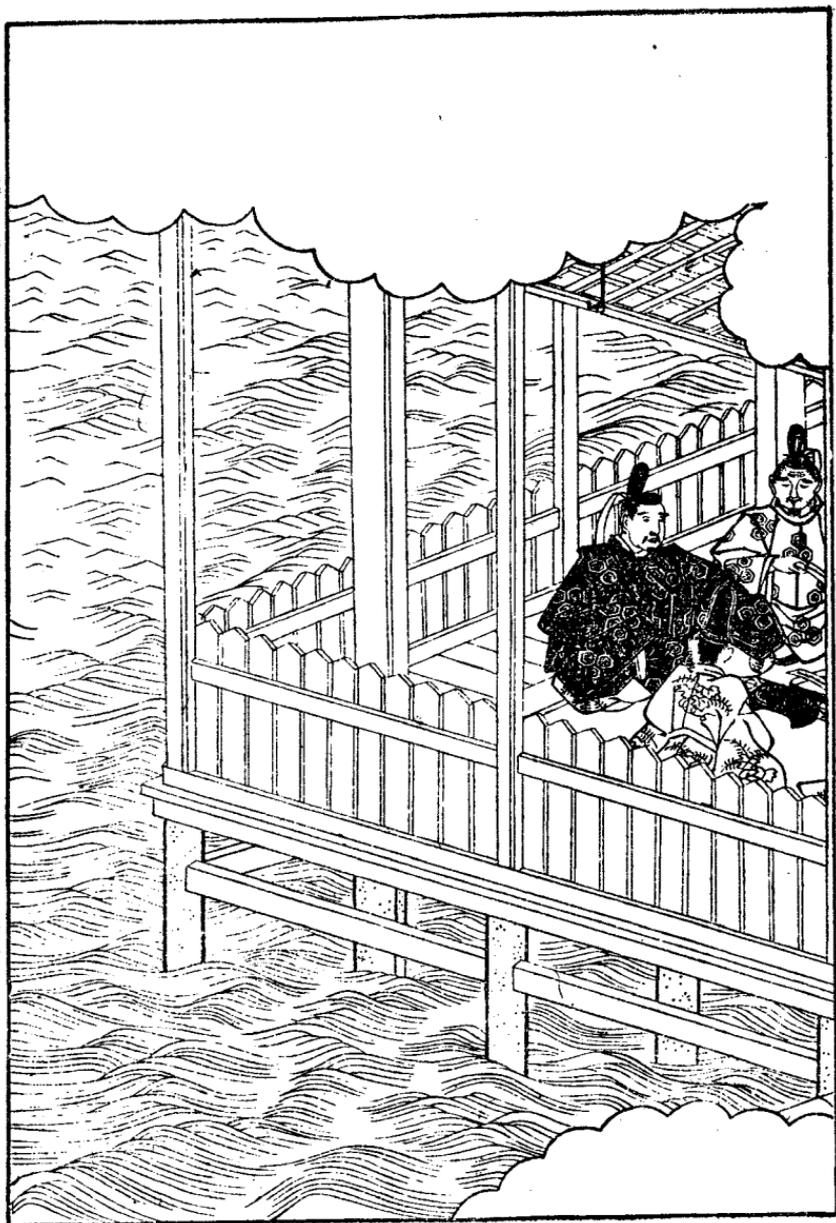


此器このきを以もつ
 ていひゆさち
 ハ笈き中の湯
 小ありてはさか
 て古今こゝろその名
 のかわれらるる
 ハ同じからざるべ
 この神かみの祈いのち人
 のんハ聊いささも偽いつはりありハ神
 必かならず福ふくを降くだりちあへり
 怯おそむへきゆなり

天満宮
毎月連
歌會乃
圖

藝州嚴島圖會卷之五





すめばすむこゝろやちさとよはの月
ゆふべより夜さむもしるし萩のこゑ
咲こすかはるをとなりのうめの花
しものうへや雪もいつくしまつの風

能 祐
底 閑
親 尊
芥(稱名院公條公)

天満宮奉納

梅は世のはなのはるしるははじめかな
まづにほふあらしは秋の花野かな
くれなるのうめやむらごのけさのしも

輝 元
正 元
安 勝

二月

朔日仁王會

大宮神前にて仁王經を誦す。以後毎月同じ。

未日夜祭

この祭の義は初申の條に詳にあげたり。所謂國祭とはこれなり。初申もし朔日にあたれば正月晦日の夜に行はる。

初申日御祭

毎年二月初申の日を以てこれを行ふ。但し十一月の御祭をば鎮座祭といふ。百練

抄曰、治承三年二月廿四日以ニ安藝國伊都岐島ニ可レ加ニ二十二社之次第ニ并祭禮日事等有ニ其沙汰ニ右

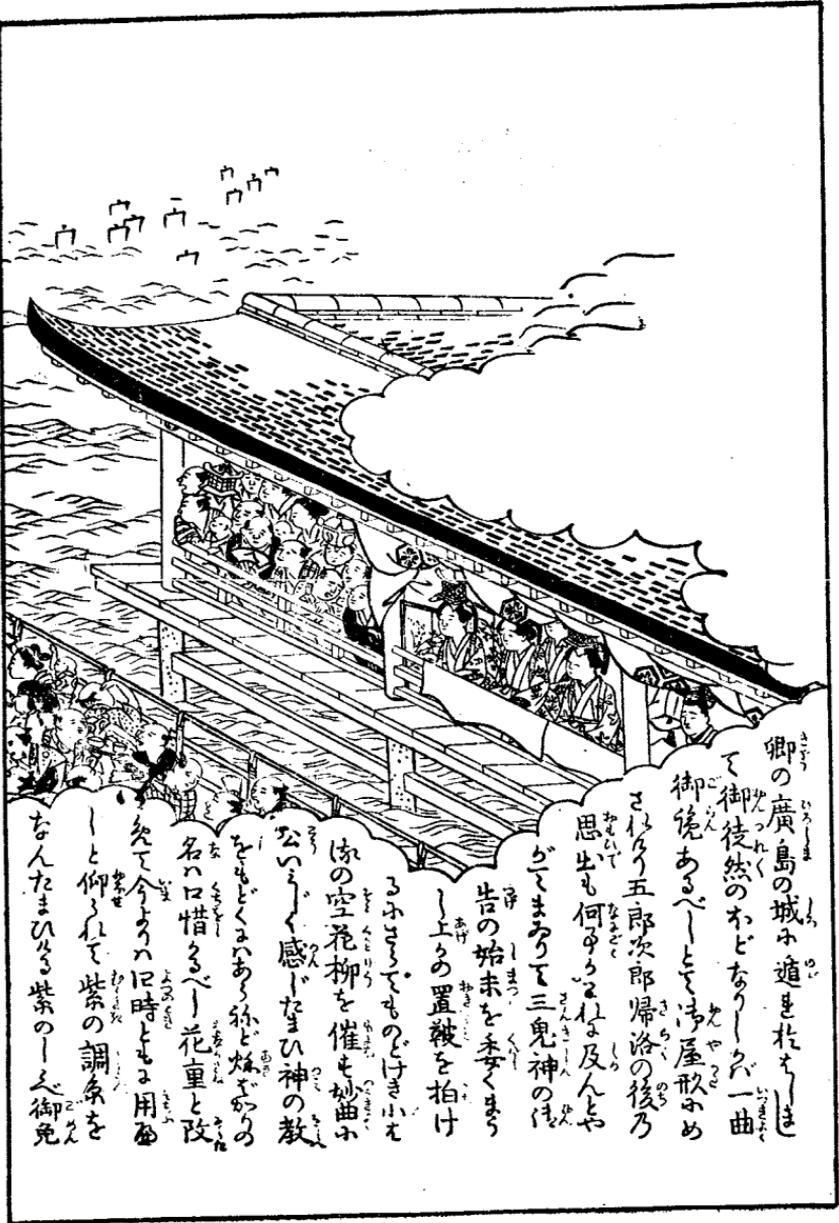
大臣兼實以下大外記頼業、師尙等預勅問一計申之。以二月十一月上申日可爲ニ祭禮式日一之由被ニ定仰一とあれば、この時より祭禮の式日定りしことと見え、また同年三月廿六日中将重衡奉幣使として下向したまひし時の御願文に、始自今年十一月申日ニ毎年乃ニ季御祭幣限以ニ永代ニ天幣帛潔妙爾調節天可令ニ發遣給上奈利とありて、二季の上の申の祭には必ず官幣の沙汰ありし事と見えたり。拾芥抄にも諸社卅二神の内一座安藝嚴島是奉幣使之社とあり。但し同書に正月下の亥日伊都岐島祭被レ奉ニ官幣使。但近代無ニ其沙汰歟とあるに據れば、その後故ありてたえしにや。(割註)按に、拾芥抄に正月下亥日云々とあるは、この日上卿祝師社籠ありて二月の初申まで潔齋し、祭事をいとなむはじめなれば、奉幣使の京都を發するも、まさに此日なるべし。故に上の申日と載ずして下の亥日とあげたるか。今は國府の上郷田所氏奉幣使代をつとむ。そも／＼初申の神事といふは、あるが中にも重き祭儀にて、前月亥日より上卿、祝師齋場に入り、田所氏は其地に在て清まはることなり。さて未の日夜半に至て兩宮へ御供を奉る、韓神の歌曲和琴太笛あり。これを國祭といふ。この日祇園官幣社の祠官散米、幣帛、敷布を奉る。また上卿田所氏は屬官を率ひて渡海し、脇浦に着て舟ながら時刻をまつ。雉子一及び雑餉料を贈る。申日の夜半になりて諸祠官大宮に會し、人をして國府上卿を迎へしむ。使七度半に及んで舟よりおる。先驅の者松明を乗り伶人亂聲を吹てこれを導き社殿に上る。諸祠官これに會し祝師奉幣の儀を勤め祝詞を奉る。客人宮の御前にては奉幣代祝師二人

能舞其室の圖

今いむろー永享のこは長谷川基能とて武士ありけりそれか子の清藏
 金春大夫といふいふ猿蓑の名人は名薄をたうり弟子となうて能乃
 まひをなん生祿びる家ハ京都の北山長谷といふとこはよてそこは泉あり
 井祀と體のごとー後土汗の帝たこー久ー於よせたまひ幸ーたまひ
 ーあり氏を幸と改免けるまいつのわとより幸の訓を音ふくへて幸と
 なんよひりその後衣商幸五郎次郎正能慶長元年の秋故ありて安
 菟の園ふらりこの島の弥山ふ七日と系菟ー丹誠をこりして五郎
 枝の妙旨を得せし免たまへと祈りけるふ七日ふみてる夜弥山の鎮
 守三鬼神後中ふ来りて生たまはく京都小壺場多かるをを家
 むるとかく諸来たる汝が深切の志等深まやをなほ覺きはるまのうい
 ま置靴の一曲たつふるなり時一も秋なれハ字を紅葉重とつけて
 朝夕枝とくは拍ち習せまゑたのもくぞあるべきとなん告たま
 ひなる五郎次郎願望の成就をよろこび速く上洛せんせとて後
 小將軍足利茂昭公織田氏小天下の兵権を奪はまひ毛利輝元

能舞其室の圖

今いむろー永享のこ後長谷川基能とて武士ありけりそれが子の清藏
 金春大夫といふいも一は猿樂の名人は名薄を於るう弟子となつて能乃
 まいをなんま鉢びる家ハ京都の北山長谷といふとこ後までそこは泉あり
 井犯と醜のごと一後土治の帝犯ご一免一於よもせたまひ幸一たまひ
 一あり氏を幸と改免けるさいつのかとより幸の訓を音ふくへて幸と
 なんよひるその後衣商幸五郎次郎正能慶長元年の秋故ありて安
 菟の園ふらりこの島の弥山小七日系菟一丹誠をこりして吾が
 枝の妙旨を得せ一免たまへと祈りける小七日小みてる夜弥山の鎮
 守三鬼神後中小来りて告たまはく京都小壺場多加るをを私
 むるとかく諸来たる汝が深切の志等深まやをなほ免きはるまあり
 ま置靴の一曲於てふるなり時一も秋なれハ字を紅葉重とつけて
 朝夕枝そとく拍ち習せまゑたのもくぞあるべきとなん告たま
 ひたる五郎次郎願望の成就をよろこび速く上洛せんとせりと後
 小將軍且利茂昭公織田氏小天下の兵権を奪はきたまひ毛利輝元



御の廣島の城小道は枝もま

て御徒然のおどなり一六一曲

御後あふべーとて浮屋吹かめ

さほり五郎次郎帰洛の後ろ

思出も何ゆゑは及んとや

うてまゐりて三鬼神の侍

告の始末をまきまら

し上の置被を拍け

るふさうでものどけき小

家の空花柳を催も妙曲

公いゝく感いなきひ神の教

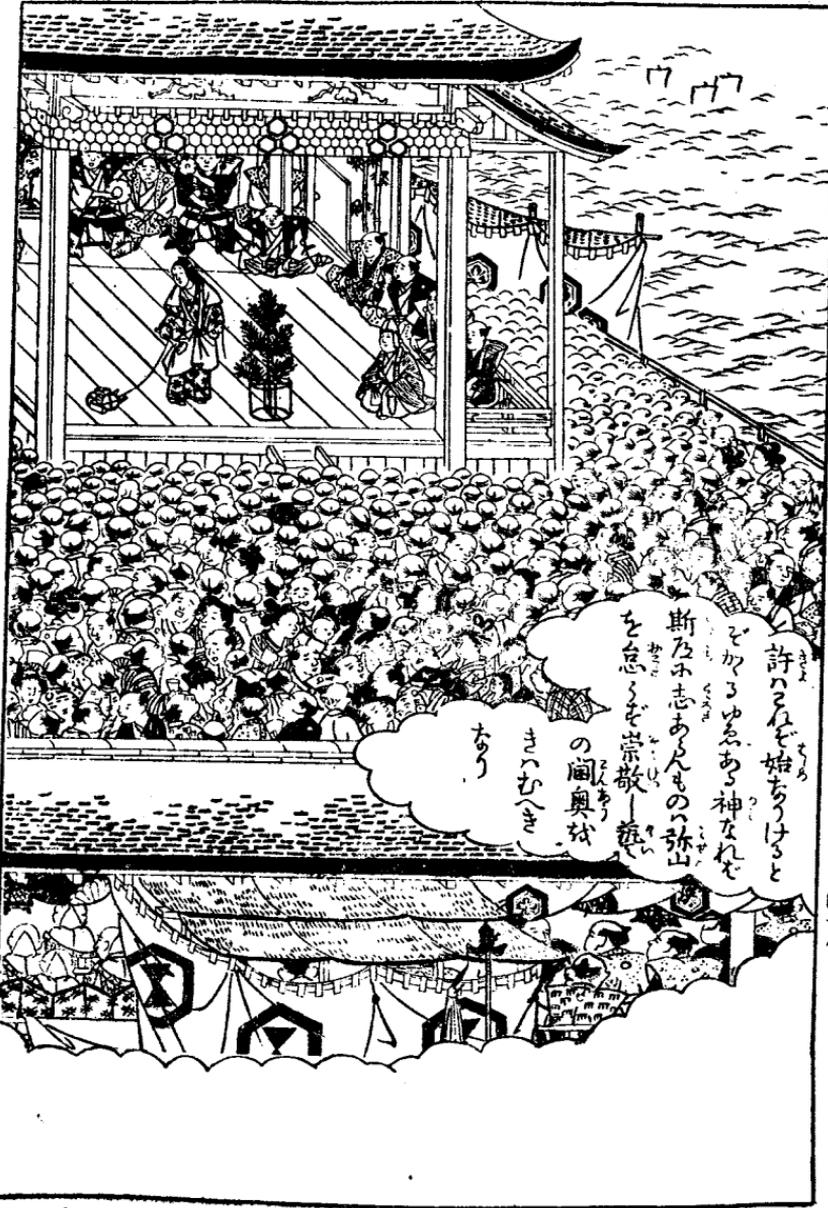
をもとくはいあく孫と娘あいの

名は口惜るべー花重と改

欠て今よりハに時とも用

いと仰ぐれて紫の調糸を

なれたまひる紫の一と御免



許きよハハニニ始はじめチチウウケケト
 ぞぞカカルルユユ志しアアルル神かみナナレレト
 斯しか乃乃小こ志しアアルルものものハハ跡あと山やま
 をを怠おろそカカシシテテ崇たか敬やう一いつ巻まき
 のの岡おか奥おくがが
 ままハハむむへへき
 ちちり



むうよりけあふ於て名人の能
 度とありといへども江上小舞臺城
 張て真行せしことハ觀世吉夫よ
 もどまうけるは 棚守房政記
 不尺さるり

遊女能を觀^み
出^い番





榊舞をなし、國府の祠官人長の舞をなす。また榊葉明子の歌曲をうたふ。其他萬歲樂、延喜樂、甘州林歌等の舞あり。俗にこの日を山口開といふ。今日より十一月鎮座祭までは、樵夫山に入ることを許るせばなり。また御島廻りも今日より始めて十一月に終るなり。

酉日御祭 初申の翌日山王社にて是を行ふ。上卿、祝師、兩棚守出仕、榊舞あり。

同日法華八講 供僧大宮にて是を行ふ。十一月同じ。

彼岸講 兩宮及び本地堂にて行ふ。八月同じ。

三 月

上巳兩宮御供

十二日御簾捲 此日祝師兩宮の御簾を捲く。

十四日試樂 此日翌十五日祭の樂を試む。陵王納曾利等なり。

十五日夜大宮祭 此夜諸祠官大宮に出仕、座主供僧客人宮に着座、大宮にて振鉦をまひ後衆僧を迎

ふ。鳥向樂、蘇利古の樂あり。衆僧客人宮より大宮祓殿に至り曼荼羅を行ひ、桃花を御階の下に率る。また十天樂、萬歲樂、延喜樂、散手貴德樂、陵王納曾利の舞樂あり。

十六日法樂神能 此日より十八日まで三日の間御能舞臺に於て猿樂あり。府下并に島内の能役者こ

れを勤む。舞臺棧敷共に潮水のうへにありて四方來觀の者堵の如し。殊に新町の娼妓は各競て衣服の美をつくしこれのみる。永祿のころ此舞臺にて興行せし番組に、太夫觀世三十郎、同大太夫宗節。

脇觀世橋右衛門、同福王甚右衛門、笛春日市右衛門、同延命甚右衛門、小鼓幸五郎、次郎、同下村新十郎、大鼓三谷三助、同堺助九郎、同荻野左馬之助。太鼓三谷彌三郎など弓八幡、二人靜、松虫、卒堵婆小町、融、籠太鼓、西王母、高砂を舞ひしこと舊記に見えたり。中にも高砂は聖護院御門主の御所望とぞいひつたへたる。

十八日御簾下 十二日に褰げし兩宮の御簾を垂る。

四 月

八日法華會 本地堂において本尊を開帳し、法花誦讀伶人奏樂あり。

五 月

端午御供 兩宮へ菖蒲を奉る。

六 月

八日最勝講 この日より十二日まで大宮三棟拜殿にて供僧最勝王經を讀誦す。

六月十六夜廣島本川口の圖

今夜ハ大明神地の御前ヨリ米運上ル
 供奉のたれと町よりたてまつる取
 乃松京橋川本安川棟根川平田
 屋川など使ふ陸ひて、飭もとい
 母珠小こ此本川よる人も此多
 くして潮小競ひ月小うりて水
 門とこ記るもそれをそひ依
 蘇の甚祭もせよか人多飲袖
 鱸の錦繡水小うろくかへ金龍
 比儀ぐりと疑ハま
 鉦鼓の祇園囃
 子供みひくへ
 龍宮の樂と
 あやしはる都
 郵の芝待舟
 ばよるとはしぬ
 さいな一大概十七



夜の祭式を待まん
 とほろ者まごぞ
 小群集一しゆ
 つつまにそく
 ふなほはしなれど
 けくぞたし奥西部
 會の要津いと立
 錐の地もなきま
 下こみ
 あひ
 置
 さいそ
 中しゆ
 ろうよ
 て兩岸
 の樓水上の
 舟数千は挑
 燈ハ大空乃



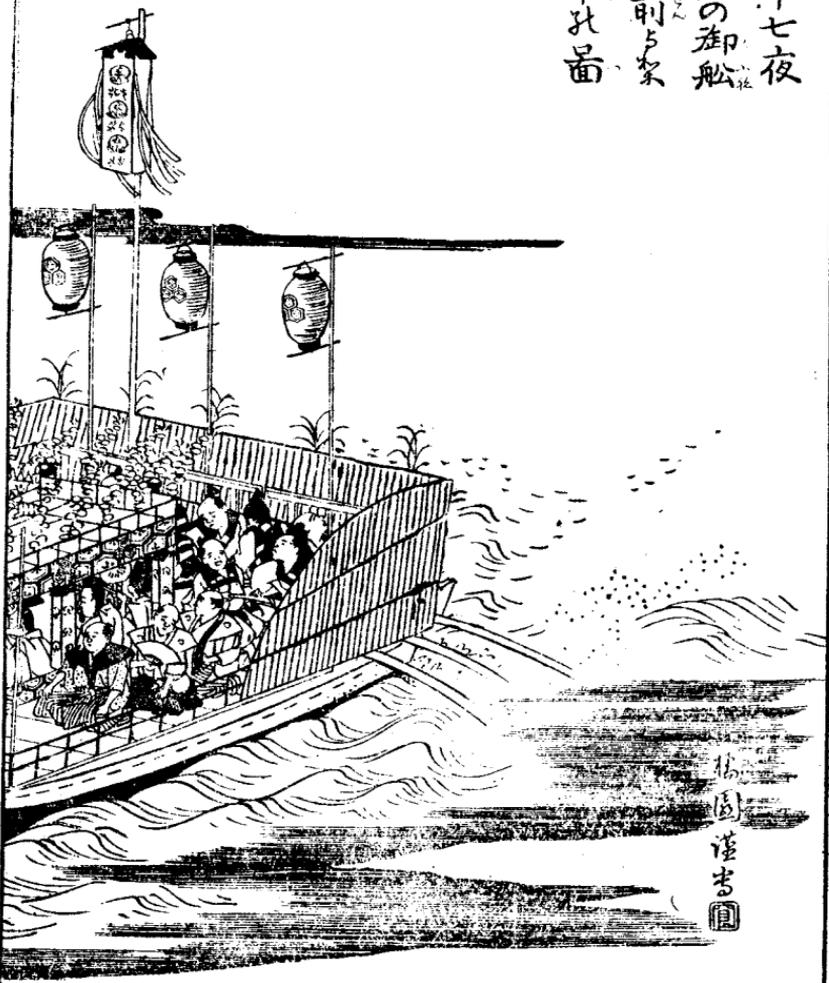
清光を奪り
 頭ハ心太のまき
 小喉をひし一披
 法縮の行むより
 小胸をつつ
 次橋の上は
 音へ雷もとろろ松
 譲へ一浩哥
 飲たまは登乃
 暑着を物もらん
 誰ハ夜の蘭を
 知らんことこれ
 が廣島の一大杜
 観なり

御供船川
口を出る番

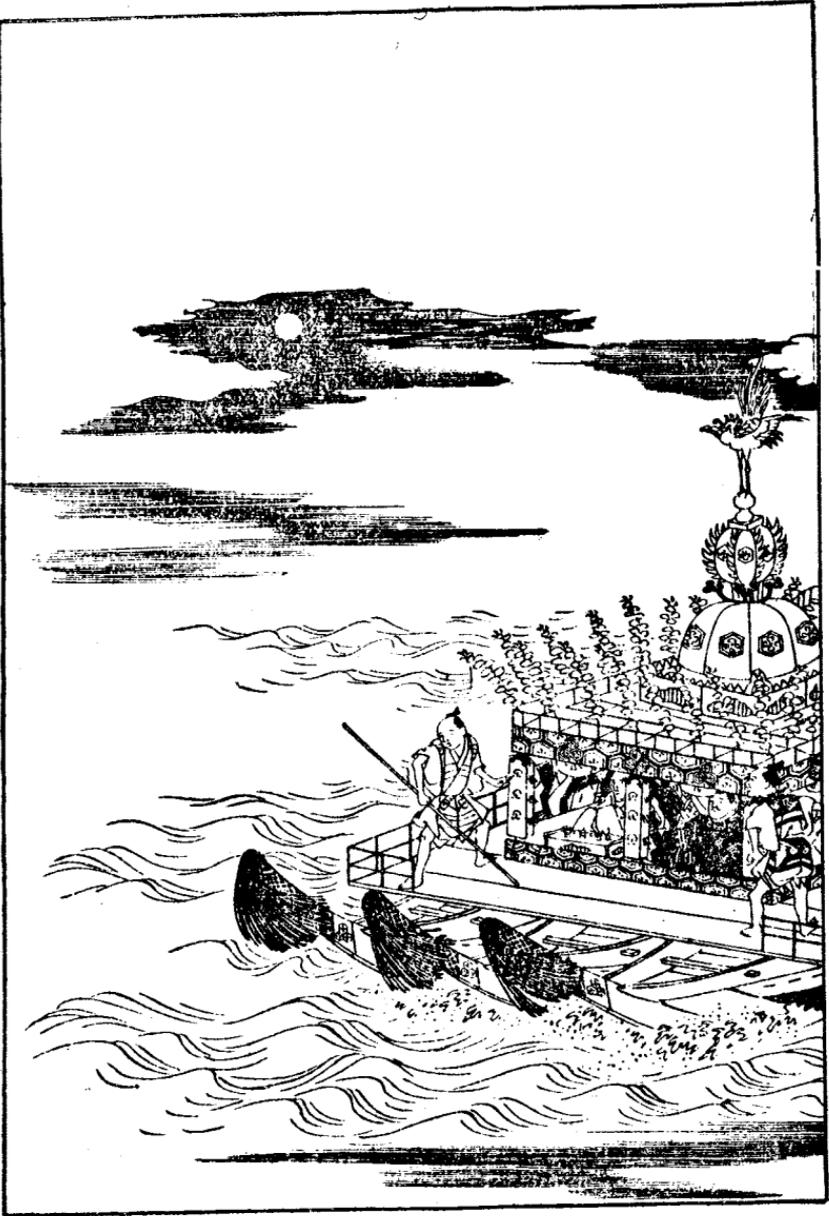




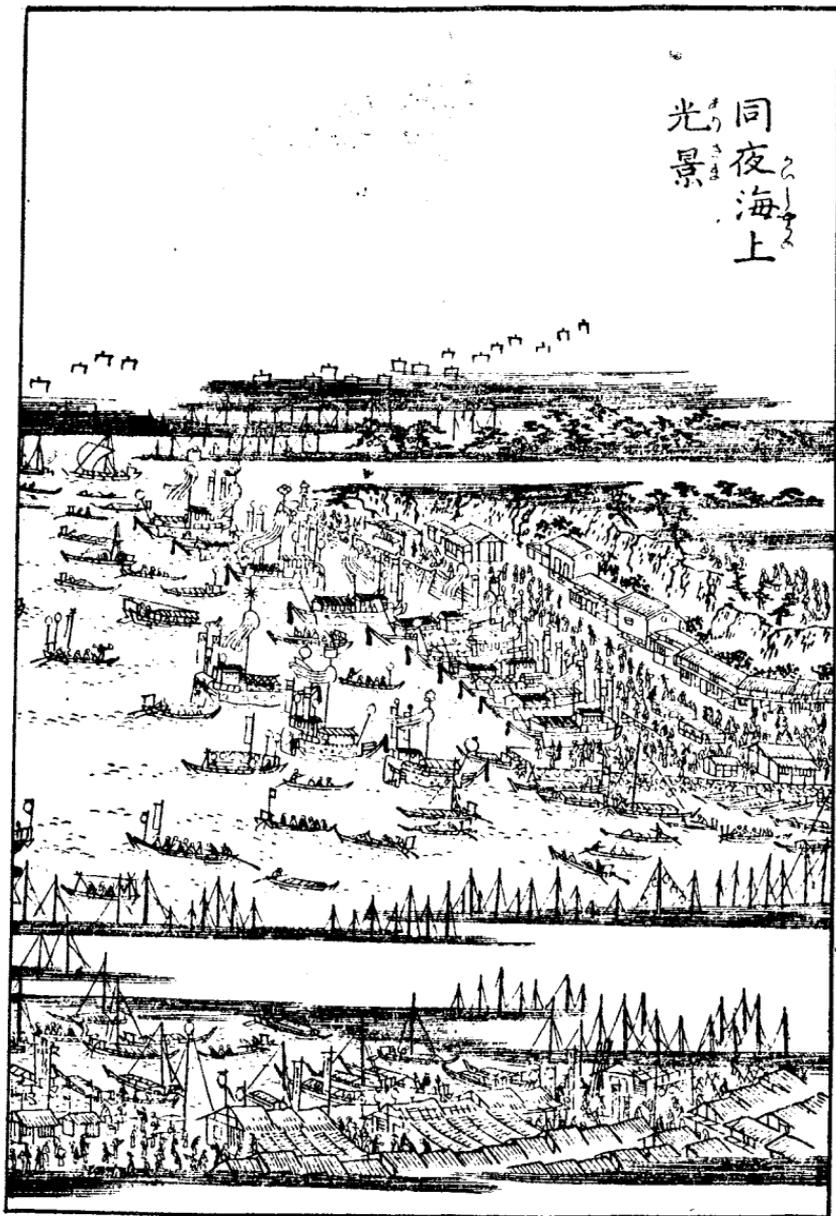
六月十七夜
管絃の御船
地御前と衆
還幸此處

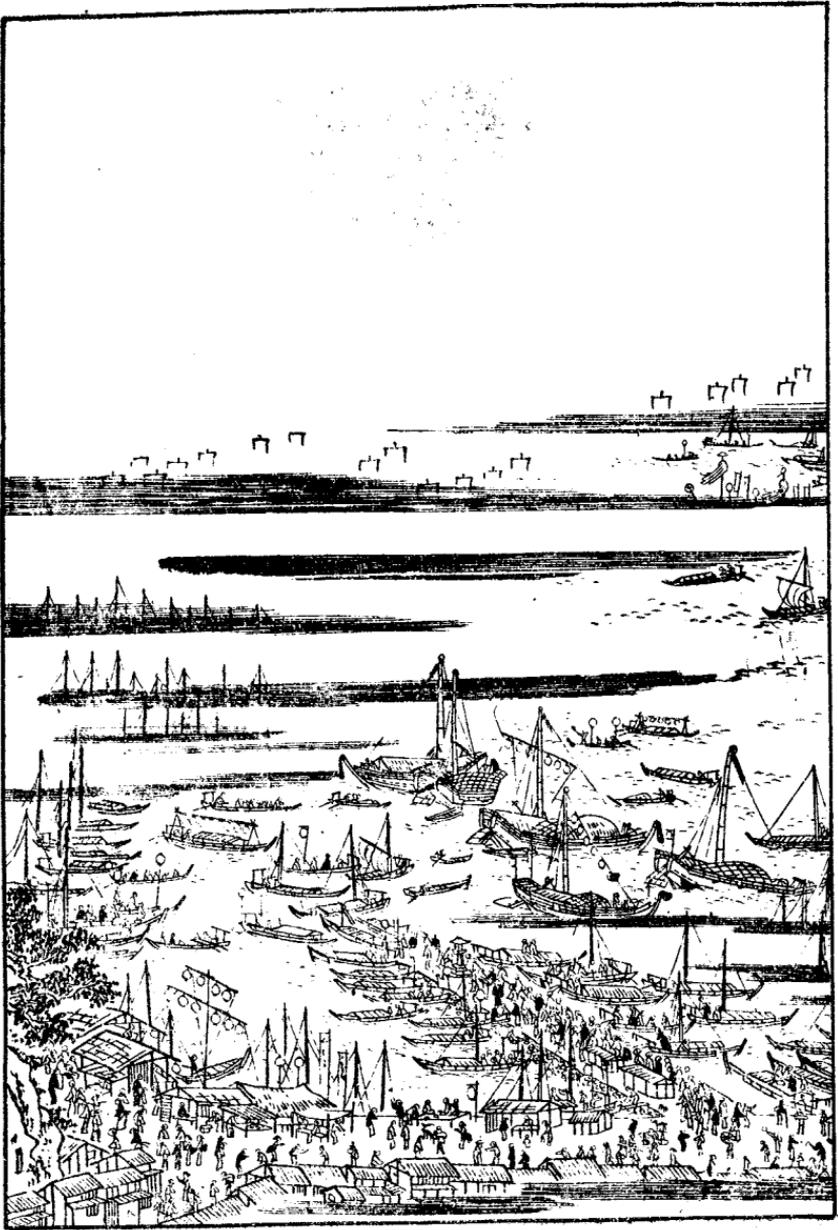


楊國漢書



同夜海上
光景





其二





紫雲山誓願寺

廣島の中津小あり六月
 十日夜に下湯神社地
 の 祭事ありて
 多し則ち小當寺
 境内に小當寺
 神社あり亦
 市に當りて
 乃期袖かけの
 市ありて
 是れふねのちつとて
 て奉詣りてを
 或角たり或踊
 してはこれあまひ
 つ夜のみは小
 なるんはとや
 女神應
 を懸し
 日
 こと



四三六
 日本書



十七日夜船管絃

十六日の夜御船三艘を御池にならべ座をつらね、竹にて藩を結び屋形を作り、さまざまの彩花燈籠を懸く、これを御舟組といふ。十七日申の尅大鳥居の正面より乗出す。諸祠官座主供僧各装束をなし御船に候す。水主十四人烏帽子素袍袴にてその行儀最厳重なり。是を御船泛といふ。かくて伶官樂を奏し衆僧伽陀を唱へ、地御前に押渡り火建石の邊にて燈を擧ぐ。それより外宮鳥居の内に御船をいれ、樂を奏し伽陀を引く。その後御船を廻らし中流にて奏樂讀經して長濱にかへし、惠美須社の前にてまた樂を奏し、大鳥居の内へ漕いれ亂聲を奏し、舌先井に客人社のまへにてまた奏樂伽陀あり。その後大元浦にいたりても奏樂伽陀ありて、終に御船を御池にかへす。この夜府下より御供船とて百餘艘をいだし、御船の行儀に隨ひて進退す。其粧ひ甚壯觀にして舌端筆頭の盡すべきにあらず。およそ二階屋形、船屋形を作り金銀をちりばめ珠玉を飾り、錦の上幕、綾の水幕、紅紫水上に飄り、燈花波間に漂ふ。比しも六月の曇き空ながら涼風徐に來りて萬人夏をおぼえず。或は紳に碇おろし、或は舳に掉さして祭儀を拜見せんとするもの海上に充満して舳艫相啣みけり。實に海西の大祭當社の勝事なり。六月間あれば後の十七夜神前にて管絃あり。俗にこれを居管絃といふ。

七月

七日御虫干

この日早晚大宮神前にて靈寶を晒す。

同日兩宮御供

神葉、もとの舞あり。

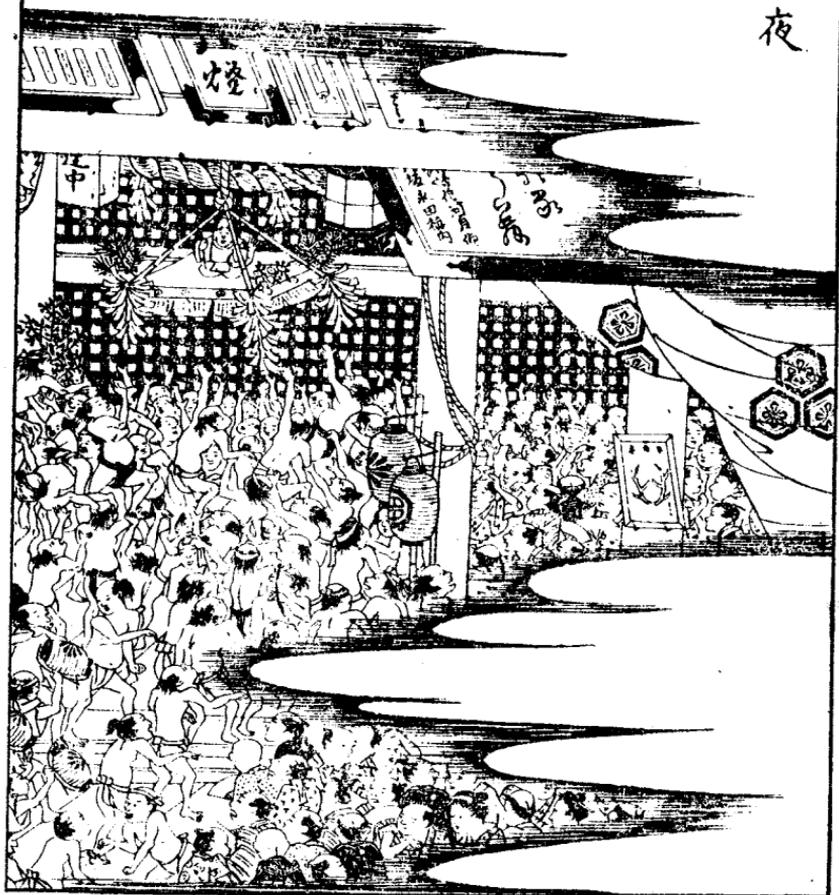
十四日夜延年祭

供僧俗人ことごとく出仕、大宮三種拜殿にて是を行ふ。五尺四方の臺これを地盤

といふ。盤のうへ四隅に梅松櫻の造り杖をたて四手を切かけ、中に三尺餘の木偶を裝束美艷にかざりおく。像は大概福神の形にして毎年に異なり、盤上に灯を挑げ拜殿のうへへ釣りあぐる、さて蒲菴に至りて相圖の鐘を鳴らせば、東西の兩町より男子みな裸體大童にて、西の方はすぢかひ橋觀音堂の邊、東は坂本山王の拜殿にて勢揃ひ、鯨音三度に及んでわれさきにと大宮拜殿にかけゆく。西の尅供僧廻廊に參着し、その後また被殿より三棟へ入る。先驅二人素袍袴侍帽子にて地扇を杖けり。この地扇といふものは、長さ七尺餘の角なる木を骨にして扇の如く地紙を付たるものなり。さて供僧六人袈裟を以て頭を包み開口を歌ふ。また左右行者の祈といふことあり、僧一人半衣を着け、背に四手をかけ地盤の下に臥さしむ、是を延年坊主といふ。かくて左方右方の行者一人づつ出て是を祈り、地盤のうへの人形にのりうつらしむ。次に六人猿樂といふことあり。僧六人梨打鳥帽子を着て玉手纏太刀を帯き、諷ひ舞ふて被殿組入の内にいる。俗人青海波を奏す。この時かの裸體の者ども、釣たる地盤の下にたち、足を爪立手をひらめかし盤中を窺ふ。その揉合ひうめく聲殿閣廊臺にひびきわたり、山にこだまし海にこたへて雷霆震動、魄も去り魄も消るかと思ゆ。かくて地盤を下すとひとしく、か

の木偶を奪ひ争ひ双方聲をかけて取合ふ。これみな御首を得るを以て先途とす。〔割註〕御首はかの福

七月十四日夜
延年祭



玄^く青^し法^ほ印^{いん}の

九^く羽^はを^を記^し記^しの

とく天^{てん}正^{せい}十^{じゅう}六^{ろく}年

七月^{しちがつ}十六^{じゅうろくにん}日^{にち}宮^{みや}島^{しま}神^{かみ}前^{まへ}よて

延^ひ年^{ねん}といふことありといへど^{いふ}見^み物^{ぶつ}して

夜^よ半^{はん}を^を船^{ふね}を^を出^いし下^{しも}半^{はん}と^と巧^{たくま}り^ら然^{しか}れ

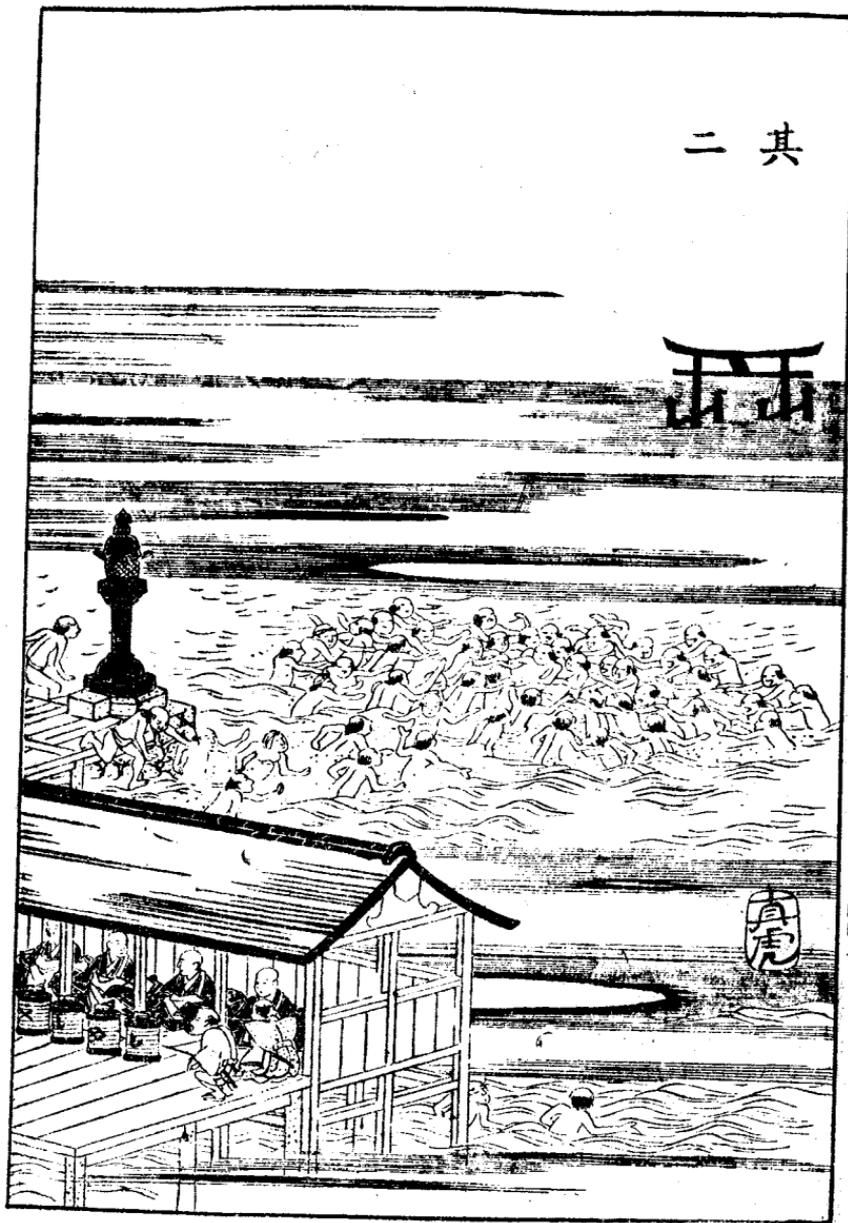
とも社^{しゃ}傳^{でん}まへ^{まへ}とく^{とく}より^{より}十^{じゅう}日^{にち}の^の夜^よな

るよ^よ一^{いち}時^じ十五^{じゅうご}日^{にち}に^に行^いひ^ひき^きし^しへ^へも^もく

へ^へ十^{じゅう}日^{にち}よ^よの^の故^こ障^{しょう}あり^{あり}し^しや



其二





神のなり。」たま／＼取得る者も裸體なれば隠すこと能はず、彼方へわたしこなたに奪はれ、上にまろび下に伏し或は持て樓臺のうへに逃のぼり、或はいだきて御池の潮にかみ漂ふ。左に一群右に二群もみ合ては彼是を疑へり、終に御首のわたれるかた定りぬれば、東は鏡島居西はすぢかひ橋にて大音聲に、御首を得たりと名乗るなり。かくするほどにうつくしく彩塗れる粉地もはげて木地となり、耳目のわいためさへなくいひたつれば、見苦しきものなれども、此御首を得たる方は其年福ありとぞ。またみづから得たる者は、殊に歡び祝ふことなり。去りし文政六年、あまりに争ふこと甚だしとて、十五歳以下の童子の外は出ることを留められしに、これも競ひなしとて文政十年よりまたもとの如くにぞなりし。

同夜延年舞

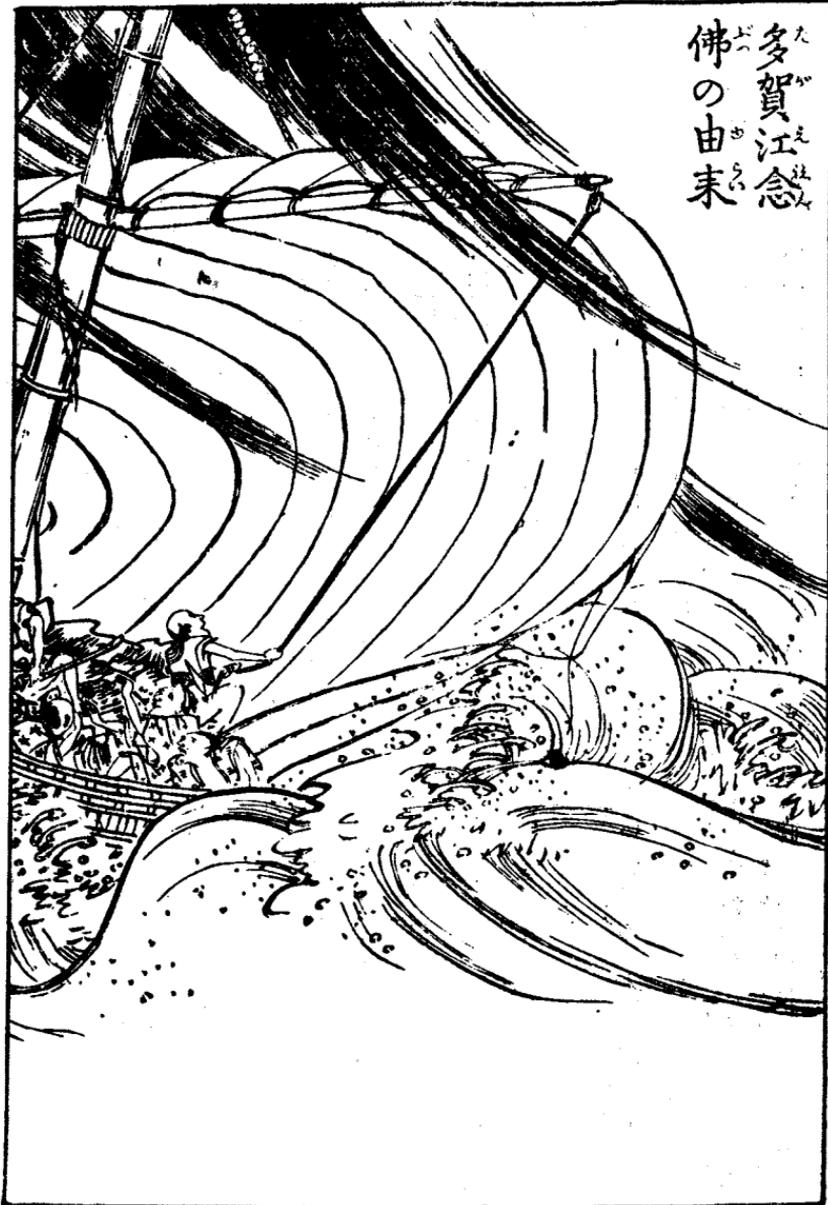
上件に載たるかの地盤をおろすとき、供僧みな大宮より客人宮の組入に列座す、供僧の内少き僧一人黒衣を着し素き帯をしめ、頭は袈裟を以てつゝみ御殿に向て舞ふ。また一人笏拍子を取て朗詠をうたふ、これを延年舞といふ。香川南濱の秋長夜話にこの事を記して、むかし仁和寺御門主僧家の綱務にて御座けるが、南都北嶺の大衆年頭の御祝儀申上るに、御門主より御盃をたまふ。その時延年をまひける。夫より諸國にても大會執行の時、かならずこの舞をまふこと式例となれり。還齡延年の義を取りて名とせり。文明の頃甘露寺親長卿記にも載せられ、注には亂舞とあり。安宅の謡に、もとより辨慶は三塔の勇僧舞延年の時の和歌といふもこれなり。安宅の能にも延年の舞ありて、

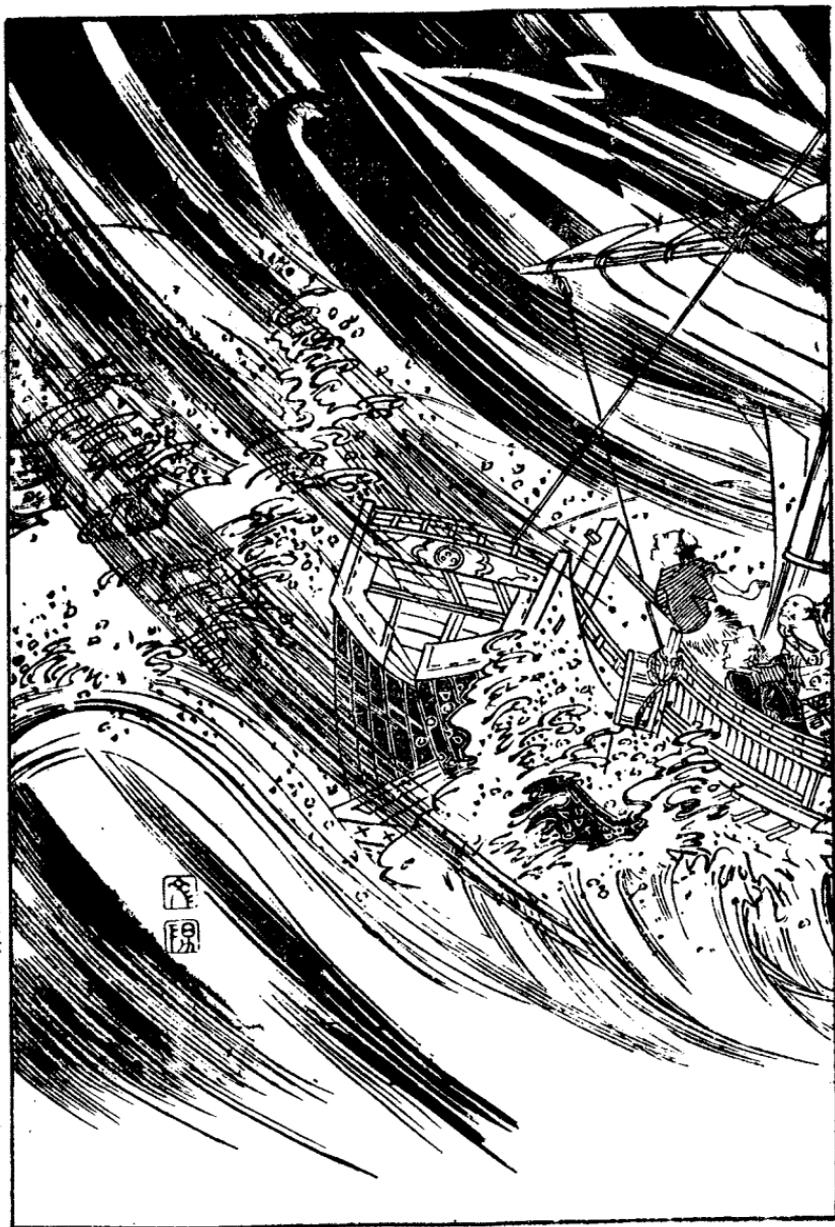
一子相傳の習ひあるよし今は絶ぬるとぞ。今も南都興福寺甲州身延山などみなこの舞あり。嚴島にはいつの頃よりかこの事始りけん知らず。恐らくは仁和寺御門主仁助法親王大聖院に住せたまひしより始れるなるべし云々とあり。田中芳樹が丹霞漫筆に、南濱の説をひきて謡曲拾葉抄にいへるも同じ。然れども更に大寺の大會執行の時にかぎれるわざにはあらず。東鑑卷の二十建曆二年十一月十四日(中略)繪合事負方獻所課。又召進遊女等。是皆摸兒草之形。平文水干付紅葉菊花等。各置律盡曲。此上堪藝。若少之類及延年。云々。また同四十一建長三年正月九日政所問注所等勝負延年〔割註〕勝負は雙六のあそびわざなるべし。同三十五寛元二年十月十三日の件に、雙六者於レ侍者可レ被レ許之と見ゆ。博奕とはいへどこればかりは當時公さまにても行はれしこと、おもはる。〕などありてたゞ歌舞のことなり。名義は舞拍子のおもしろさに愁をわすれ、年を延るといふよりおこれること、庭訓往來(二月の件)に詩歌管絃者還齡延年之方也。また下學集に管絃延年とつづけたるなど思ふべしとあり。

九州道の記(玄旨法印の作)曰、七月十五日宮島神前にて延年といふことありといへば見物して、夜半ばかりに舟をいだし、たゞのうみにとまり侍りぬ。

十六日十七日兩夜多賀江念佛。東町の濱にてこれを行ふ。相傳ふ、むかし伊豫國北條の地頭多賀江兵衛某といふ武士、當國に亂入し合戦せしことありし。その時兵船をこの沖に繋しに、折節神

多賀江念
佛の由末





殿に舞踏ありしを見て、多賀江が兵さまくの悪口し、はなはだ放逸なりしに、立處に神罰ありて風あれ波たち人船ともに洗滌す。それより多賀江が幽魂こゝにとどまり、渡海の船船に障礙をなし、かば、其靈をなだめんがため、七月十六日鳥井の洲にて念佛供養を始しとぞ。今は十六日十七日の兩夜僧俗百萬遍を行ふ。

十八日御洗 東西兩町よりいでて神殿廻廊を洗ふ。これを御洗といふ。

八月

九月

九日兩宮重陽御供

十二日新嘗御供 この日兩宮に新穀を奉る、是を秋來の御供といふ。諸祠官内侍これを行ふ。燎

をたき舞樂あり。和琴太笛を用ひ、桐葉、東遊、求子を舞ふ。また拔頭還城樂あり。

十四日大宮祭 式三月十五日の如し。この日は菊花を奉る。また供僧一切經會を行ふ。

十月

十一月

申日鎮座祭 この月初申の日は是を行ふ。蓋し御神の鎮座ありしは十一月十二日にて、その日壬申なりし

故この日を用ふといふ。前月末の亥日より此日まで十日の間、島中八音を停め、祝師齋所に入て潔齋

す。その餘當日の祭儀は、二月初申と異なることなければもらしつ。但御燈消といへることあり。諸

祠官出仕のうへ禰の舞ありて諸殿の御燈を残りす消す。暫くありて上卿兩人鎮座靈秘の祭祠を修す。

また覆樽置といへることあり。その事はて、國府屬官明子の曲をうたふ。畢りて御燈を一度に挑

ぐ、殊勝なることたとへんに物なしといふ。

十二月

八日引聲 この日より十二日まで供僧兩宮に於て阿彌陀經を轉讀す。

十七日法華會 客神宮經座屋に於て供僧法華經を轉讀す。

廿五日御衣縫 此夜より祝師、棚守齋所に入り、内侍をして翌年元旦に奉るところの新衣を縫は

しむ。

晦日山伏 申の社供僧座主大聖院に會し、饗應の後戌の社に及んで前驅二人素袍袴烏帽子にて先に進

み、中に御幣を押し立て螺貝を吹、供僧は手々に松明を乗り大宮拜殿に馳せまゐる。馳驅の間松明夜慮に

ふき散り家屋草木に觸るといへども、その火骨て他に移ることなし。故にその餘燼を取て火災除の御

初申神事





符とす。且また此夜島内并に府下の鞞參詣し、拜殿廻廊に幔幕を打、あるは屏風を圍み酒宴をなし年籠といふことをす。○子の尅の鐘ひげばことく退出して、若潮迎にいづるなり。

日別御供 日毎に洗米を兩宮へ獻じ拜詣の輩に賜ふ。

月次御燈 毎月朔日、七日、十五日、十八日、廿六日、廿八日神殿百八燈并に廻廊百八の燈籠へ火を點す。もし奉納あれば臨時にも上るなり。

補遺

神鹿 當島にいにしへより鹿のおほく居ることは、西行法師の撰集抄に、鹿をからざれば御山にはをじかなきとあるにても知れたり。獸類のうちにてことさらに鹿をいたはる故を、世にくはしく知れる人なし。大和の春日社にも鹿いとおほし。彼社なるはその神天兒屋根命にましめて、神代に天照大御神天のいは戸にこもらせたまひしとき、天の香山の鹿の肩骨を抜て占合たまひし鹿下の故事より起れるなり。當島なるは然るにあらず。むかし仁徳天皇難波の高津の宮に、天下知食ける三十八年の七月皇后ともにも高塚にのぼりて、よなく暑さを避たまふ。秋のはじめのことなれば、兎餓野の鹿のつまとふこゑも窈亮にきこえてあはれなり。晦日がたになれるに、鹿のなかぬ夜ありけり。何ゆゑに

こよひは鹿のこゑのきこえぬと、天皇いぶかりおもほしけるに、翌のあした、猪名の縣の佐伯部苞直をたてまつれり。いかなるものぞと膳夫にとはせたまへば、鹿なりとぞ奏しける。いづこの鹿ぞとのたまへば、兎野のなりとぞ奏しける。天皇勅慮におもほさく、夜ごとになきし鹿のこゑ一昨夕にして絶にけり。佐伯部が得たる日得たる野をおもふに、はたして朕が聞つる鹿にあたり。朕このころ懐抱のあるを、嘸々たる鹿のこゑに影みて過しつるに、かれ朕が愛するころを知らずといへども、なほ恨めしきしわざかなと、いたく逆鱗まし〜て、當國淳田の郷に移しつかはしたまひけり。これ今の佐伯部の祖なりと日本紀にしるしたまへり。當島の祠官もまたみな佐伯氏なれば、おもふに、かの佐伯部の支流にて祖先この鹿ゆゑに移郷の罪にあへるを懲て、子孫にこの獸を殺すなど、かたく誠を遺しつるゆゑ、おのづから當島に鹿のおほくなれるなるべし。また鹿を大明神のつかひたまふといひならはせしは、鹿はもとより仙獸なり。茸を彌山にかくれ養ひ、草を谷原にえらびつゝいばみて、まことにかれが蒼白の齡を保つべき所にかなへり。されば市頭に戯れ社壇に眠りて、往來の人におどろかず。大明神もその性の馴やすきをめでたまふならんか。これまたよんどころなきにしもあらず。いにし文化八年の三月に、石見の國濱田より鹿一頭を檻にいれておくり來れり。その添書には、藝州宮島より明神の御使と申して、當地瀬戸が島嚴島社へ鹿のまうで候事往古より有之、もし歸路に迷ひ候時は、人をもておくりかへし候よし、里老の口傳も候へば、此度もその例にまかせ候とありて、



京陵關隘

里近く

人ふ

たぢき

床の音も

あそび終ひ

たれー

秋の

夕暮

園田

清



晦日山伏
ついでりやまふ





濱田祇園社の神主江木宮内、瀬戸がしまの年寄六右衛門の連署なり。かゝれば神のつかひ給ふといふなるも、うきたる事にはあらざるにや。

嚴島圖會卷之五終

昭和四年三月二十日 印刷
昭和四年三月二十五日 發行

日本圖會全集二期第五卷

東京市本郷區森川町一番地

編輯者 櫻井庄吉

東京府下目黒九百八番地

寫真銅版製造者 寫真工藝研究所

東京市神田區龜倉町二十番地

活版製版者 川瀬松太郎

東京市神田區龜倉町二十番地

發行所

東京市本郷區森川町一番地

日本隨筆大成刊行會

販發所 東京七九四四番 電話小石川三〇二二番

東京市日本橋區吳服町六合館

大阪市東區北久太郎町四丁目會社 柳原書店

名古屋市西區下長者町四丁目會社 川瀬書店

東京市京橋區鈴木町日川用書房

東京市牛込區早稻田鶴卷町國際美術社

發賣所

不許複製